

「青森県新型インフルエンザ等対策本部条例」の制定について <法の概要>

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

1. 法制定の背景等

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。
- 平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の経験を踏まえ、新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性



国は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する特別の措置を定めることにより、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」(平成24年5月法律第31号。以下「特措法」)を制定

※ 特措法の施行日: 公布の日(平成24年5月11日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

2. 特措法に基づき県が実施する措置等

(1) 県の責務

国が新型インフルエンザ等発生時に作成する基本的対処方針に基づき、都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(2) 各段階における主な対策等

【新型インフルエンザ等発生前】

2の図の一般的経過を参照

【新型インフルエンザ等発生時】

2の図の一般的経過「●海外で発生した場合等」を参照

【国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言時】

2の図の一般的経過「●国内で発生した場合等」を参照

(3) 都道府県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成することとされ、計画の案を作成及び変更の際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くこととされている。

(4) 都道府県対策本部の設置

政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならないこととされている。都道府県対策本部に必要な事項については条例で定めるところとされている。

2 特措法が想定している一般的経過(国、都道府県、市町村における対処)

【国】

●発生前

- 政府行動計画の作成
- 指定公共機関の指定
- 特定接種(医療関係者、社会機能維持者の事業者の従業員に対する先行接種)の対象となる登録事業者の登録
- 医薬品、資材等の備蓄、管理施設等の整備等
- 新型インフルエンザ等対策に関する訓練

【都道府県】

- 都道府県行動計画の作成
- 指定地方公共機関の指定
- 特定接種の対象となる登録事業者の登録への協力
- 医療提供体制の整備
- 医薬品、資材等の備蓄、管理施設等の整備等
- 新型インフルエンザ等対策に関する訓練

【市町村】

- 市町村行動計画の作成
- 医薬品、資材等の備蓄、管理施設等の整備等
- 住民に対する予防接種体制の整備
- 新型インフルエンザ等対策に関する訓練

●海外で発生した場合等

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

- 特定接種の実施への協力

●国内で発生した場合等

政府対策本部長(内閣総理大臣)の新型インフルエンザ等緊急事態宣言

※上記の対策に加えて、次の対策を実施

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止